



半 期 報 告 書

(第64期中) 自 平成18年 4 月 1 日
至 平成18年 9 月30日

株式会社損害保険ジャパン

(551005)

第64期中（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社損害保険ジャパン

目 次

	頁
第64期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【保険引受の状況】	7
3 【対処すべき課題】	12
4 【経営上の重要な契約等】	16
5 【研究開発活動】	16
第3 【設備の状況】	17
1 【主要な設備の状況】	17
2 【設備の新設、除却等の計画】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【株価の推移】	26
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	29
1 【中間連結財務諸表等】	30
2 【中間財務諸表等】	69
第6 【提出会社の参考情報】	91
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	92
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月27日

【中間会計期間】 第64期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤正敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 東京(3349)3111

【事務連絡者氏名】 経営企画部課長 會田晋平

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 東京(3349)3111

【事務連絡者氏名】 経営企画部課長 會田晋平

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)
当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)
当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)
当社 北大阪支店(大阪府中央区瓦町4丁目1番2号)
当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目3番17号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間および最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

連結会計期間別	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
経常収益 (百万円)	955,055	954,189	957,053	1,899,801	1,931,473
正味収入保険料 (百万円)	701,209	708,220	707,219	1,376,232	1,394,783
経常利益 (△は経常損失) (百万円)	△ 12,751	51,469	57,662	69,244	114,873
中間(当期)純利益 (百万円)	7,780	38,536	28,207	51,765	67,377
純資産額 (百万円)	792,690	1,106,144	1,334,773	902,294	1,361,582
総資産額 (百万円)	5,822,616	6,296,990	6,817,508	5,874,858	6,774,812
1株当たり純資産額 (円)	805.34	1,123.95	1,355.48	916.83	1,383.40
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	7.90	39.15	28.65	52.59	68.46
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	7.86	39.13	28.63	52.22	68.40
自己資本比率 (%)	13.61	17.57	19.57	15.36	20.10
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	129,282	126,631	124,628	111,889	251,049
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 124,844	△78,997	△118,306	△219,050	△153,146
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 8,562	△8,977	△12,943	△23,869	△9,153
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	361,112	274,530	319,729	234,444	326,153
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	16,453 [4,943]	16,120 [4,837]	16,430 [4,768]	16,193 [4,917]	15,997 [4,818]

(注) 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間および最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第62期中	第63期中	第64期中	第62期	第63期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
正味収入保険料 (対前期増減率)	(百万円) (%) 688,269 (0.80)	695,973 (1.12)	694,760 (△0.17)	1,351,915 (△0.07)	1,370,920 (1.41)
経常利益 (△は経常損失) (対前期増減率)	(百万円) (%) △10,127 (△116.10)	51,916 (—)	49,029 (△5.56)	74,236 (△44.76)	114,288 (53.95)
中間(当期)純利益 (対前期増減率)	(百万円) (%) 10,562 (△70.91)	39,126 (270.43)	22,842 (△41.62)	56,898 (△11.34)	67,858 (19.26)
正味損害率	(%) 55.53	57.88	59.72	64.80	61.27
正味事業費率	(%) 30.88	30.50	30.59	30.93	30.34
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	(百万円) (%) 37,636 (4.76)	44,154 (17.32)	51,766 (17.24)	82,705 (10.11)	95,039 (14.91)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株) 70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)
純資産額	(百万円) 831,743	1,146,237	1,366,642	943,627	1,399,719
総資産額	(百万円) 5,164,857	5,531,861	5,924,705	5,157,080	5,934,761
1株当たり純資産額	(円) 845.02	1,164.69	1,388.40	958.83	1,422.15
1株当たり 中間(当期)純利益	(円) 10.73	39.75	23.20	57.80	68.94
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	(円) 10.66	39.73	23.18	57.39	68.89
1株当たり配当額	(円) —	—	—	9.00	13.00
自己資本比率	(%) 16.10	20.72	23.06	18.30	23.59
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人) 14,982 [4,900]	14,542 [4,809]	14,718 [4,740]	14,705 [4,890]	14,394 [4,798]

(注) 1 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号) を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

なお、主要な関係会社ではありませんが、平成18年9月8日に企業会計基準委員会より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間よりYKV-2号投資事業組合等投資事業組合4社を子会社（非連結子会社）として、投資事業組合YNED等投資事業組合6社を関連会社（持分法非適用関連会社）として、当社グループに加えております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成18年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	15,013 [4,756]
生命保険事業	1,417 [12]
合計	16,430 [4,768]

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
- 3 生命保険事業の業務の代理または事務の代行業務を主に行っている従業員は、生命保険事業セグメントに含めて記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成18年9月30日現在)

従業員数(人)	14,718 [4,740]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時従業員は [] 内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(3) 労働組合の状況

特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における日本経済は、昨年度に引き続き、堅調な世界経済を背景とした輸出の増加および国内民間需要に支えられて、企業収益の改善、設備投資の拡大が進み、また、個人消費は夏場の天候不順等で鈍っているものの、雇用面においては回復がはっきりしたものとなり、景気は緩やかに拡大しております。

損保業界におきましては、広範囲に大きな被害をもたらした台風13号など大規模な自然災害が発生したものの、こうした景気回復を背景に、設備投資の増加や物流量の増加といった経済活動の活発化により、火災保険や海上保険、賠償責任保険など幅広い分野で増収基調に転じ、堅調な推移となっております。

当社におきましては、一部保険金のお支払い漏れや生命保険の不適切な取り扱いなどの発生により、平成18年5月に金融庁から業務の一部停止命令および業務改善命令を受け、同年6月には業務改善命令に基づく業務改善計画を金融庁に提出いたしました。業務改善計画の実施状況につきましては、「3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

このような情勢の中、当中間連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受面では正味収入保険料が減少したものの、資産運用面では利息及び配当金収入が増加したことから、前中間連結会計期間に比べて28億円増加して9,570億円となりました。

一方、経常費用は、台風などの自然災害等により支払備金繰入額が増加したものの、満期返戻金や責任準備金等の繰入が減少したことなどから、前中間連結会計期間に比べて33億円減少して8,993億円となり、経常収益から経常費用を差し引いた当中間連結会計期間の経常利益は576億円と、前中間連結会計期間に比べて61億円の増加となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税等、法人税等調整額ならびに少数株主利益を加減した結果、中間純利益は282億円と、前中間連結会計期間に比べて103億円の減少となりました。

当社グループの事業の種類別の状況は以下のとおりであります。

① 損害保険事業

主力の自動車保険で減収となったことなどから、正味収入保険料は前中間連結会計期間に比べて10億円減少して7,072億円となりました。正味収入保険料に資産運用収益などを加えた経常収益は前中間連結会計期間に比べて25億円減少して8,616億円となりました。一方、経常費用は、自然災害の発生等による支払備金繰入額の増加はありましたが、満期返戻金が減少したことなどから、前中間連結会計期間に比べてほぼ横ばいの8,105億円となり、差し引きして経常利益は510億円と、前中間連結会計期間に比べて25億円の減少となりました。

② 生命保険事業

生命保険料が前中間連結会計期間に比べて41億円増加した結果、経常収益は44億円増加して979億円となりました。

経常費用は、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において、標準責任準備金の積立負担や保険金等の支払いが減少したことなどから、前中間連結会計期間に比べて43億円減少して914億円となり、差し引きして65億円の経常利益となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローのうち、営業活動によるキャッシュ・フローは、自賠責保険などで正味支払保険金が増加したこと、および保険料の減収から、前中間連結会計期間に比べて20億円減少して1,246億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券売却・償還額の減少や貸付金の増加などにより、前中間連結会計期間に比べて393億円減少して△1,183億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の増配により、前中間連結会計期間に比べて39億円減少して△129億円となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物中間期末残高は、前連結会計年度末に比べて64億円減少して3,197億円となりました。

2 【保険引受の状況】

(1) 損害保険事業の状況

① 保険料および保険金一覧表

	種目	正味収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前年 増減(△)率 (%)	正味支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	対前年 増減(△)率 (%)
前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 至 平 成 17 年 4 月 1 日 至 平 成 17 年 4 月 30 日	火災	70,837	10.00	△1.66	33,714	8.88	11.12
	海上	16,851	2.38	9.84	6,929	1.83	△1.63
	傷害	67,993	9.60	6.18	22,929	6.04	4.24
	自動車	339,732	47.97	0.75	190,726	50.26	1.30
	自動車損害賠償責任	121,307	17.13	△4.74	75,813	19.98	21.36
	その他	91,510	12.92	7.33	49,400	13.02	3.36
	計	708,232	100.00	1.00	379,513	100.00	6.03
当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 至 平 成 18 年 4 月 1 日 至 平 成 18 年 4 月 30 日	火災	71,252	10.07	0.59	32,652	8.39	△3.15
	海上	18,799	2.66	11.56	8,143	2.09	17.52
	傷害	68,871	9.74	1.29	25,709	6.61	12.12
	自動車	337,581	47.73	△0.63	192,432	49.47	0.89
	自動車損害賠償責任	118,395	16.74	△2.40	81,289	20.90	7.22
	その他	92,334	13.06	0.90	48,738	12.53	△1.34
	計	707,234	100.00	△0.14	388,966	100.00	2.49

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

② 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

	種目	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率(%)
前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 至 平 成 17 年 4 月 1 日 至 平 成 17 年 4 月 30 日	火災	119,051	14.35	6.17
	海上	20,556	2.48	0.85
	傷害	125,423	15.12	△11.42
	自動車	340,778	41.08	0.58
	自動車損害賠償責任	127,432	15.36	△12.33
	その他	96,382	11.62	5.93
	計 (うち収入積立保険料)	829,624 (77,299)	100.00 (9.32)	△2.31 (△20.91)
当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 至 平 成 18 年 4 月 1 日 至 平 成 18 年 4 月 30 日	火災	112,157	13.73	△5.79
	海上	22,853	2.80	11.18
	傷害	122,519	15.00	△2.31
	自動車	338,767	41.48	△0.59
	自動車損害賠償責任	122,059	14.95	△4.22
	その他	98,251	12.03	1.94
	計 (うち収入積立保険料)	816,610 (69,126)	100.00 (8.47)	△1.57 (△10.57)

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 「元受正味保険料(含む収入積立保険料)」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含む。)

(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	
	金額(百万円)	対前年増減 (△)率(%)	金額(百万円)	対前年増減 (△)率(%)
個人保険	7,984,752	13.24	8,901,067	11.48
個人年金保険	87,022	△0.54	85,180	△2.12
団体保険	2,027,181	△0.93	2,092,588	3.23
団体年金保険	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

② 新契約高

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
	新契約+ 転換による 純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+ 転換による 純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	898,292	898,292	—	755,734	755,734	—
個人年金保険	1,953	1,953	—	1,094	1,094	—
団体保険	56,767	56,767	—	22,258	22,258	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(参考) 提出会社の状況

(1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	対前期 増減(△)額 (百万円)
	金額(百万円)	金額(百万円)	
保険引受収益	800,267	787,603	△12,664
保険引受費用	682,096	676,274	△5,822
営業費及び一般管理費	97,551	99,597	2,046
その他収支	△3,871	△2,981	889
保険引受利益	16,748	8,749	△7,998

(注) 1 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

(2) 保険料および保険金一覧表

	種目	正味収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前期 増減(△)率 (%)	正味支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	正味損害率 (%)
前 中 間 会 計 期 間 自 至 平 成 1 7 年 4 月 1 日 至 平 成 1 7 年 9 月 3 0 日	火災	69,328	9.96	△2.31	33,249	8.94	49.30
	海上	14,011	2.01	10.72	5,498	1.48	43.04
	傷害	67,865	9.75	6.21	22,839	6.14	37.09
	自動車	336,640	48.37	0.73	187,860	50.50	60.71
	自動車損害賠償責任	121,307	17.43	△4.74	75,813	20.38	68.48
	その他	86,820	12.47	9.59	46,747	12.57	57.56
	計	695,973	100.00	1.12	372,009	100.00	57.88
当 中 間 会 計 期 間 自 至 平 成 1 8 年 4 月 1 日 至 平 成 1 8 年 9 月 3 0 日	火災	69,584	10.02	0.37	32,123	8.40	47.68
	海上	15,678	2.26	11.90	6,795	1.78	46.33
	傷害	68,722	9.89	1.26	25,674	6.71	40.43
	自動車	334,430	48.14	△0.66	190,450	49.79	62.74
	自動車損害賠償責任	118,395	17.04	△2.40	81,289	21.25	74.17
	その他	87,949	12.66	1.30	46,137	12.06	55.79
	計	694,760	100.00	△0.17	382,470	100.00	59.72

(3) ソルベンシー・マージン比率

項目		前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)
(A)	ソルベンシー・マージン総額 (百万円)	2,057,800	2,377,414
	資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産 およびその他有価証券評価差額金を除く) (百万円)	410,424	—
	純資産の部合計(社外流出予定額、繰延資産 および評価・換算差額等を除く) (百万円)	—	449,195
	価格変動準備金 (百万円)	20,771	27,214
	異常危険準備金 (百万円)	450,889	460,407
	一般貸倒引当金 (百万円)	2,678	856
	その他有価証券の評価差額(税効果控除前) (百万円)	1,036,194	1,279,163
	土地の含み損益 (百万円)	23,674	27,669
	負債性資本調達手段等 (百万円)	—	—
	控除項目 (百万円)	52,056	52,746
	その他 (百万円)	165,223	185,653
(B)	リスクの合計額 (百万円)	393,278	471,588
	$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$		
	一般保険リスク (R1) (百万円)	72,958	76,027
	予定利率リスク (R2) (百万円)	3,650	3,592
	資産運用リスク (R3) (百万円)	236,558	263,612
	経営管理リスク (R4) (百万円)	8,929	10,529
	巨大災害リスク (R5) (百万円)	133,304	183,248
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100 (%)	1,046.5	1,008.3

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、当中間会計期間から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されておりますが、当社においてはこの変更による影響はありません。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」（上表の「(B)リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（一般保険リスク）（巨大災害に係る危険を除く。）
 - ② 予定利率上の危険：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回り（予定利率リスク）を下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等（資産運用リスク）
 - ④ 経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤（経営管理リスク）以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険（巨大災害リスク）
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

3 【対処すべき課題】

〈1〉 当社に対する行政処分と業務改善計画の実施状況について

当社は、一部保険金のお支払漏れや生命保険の不適切な取り扱いなどの発生により、金融庁より平成18年5月25日付けで保険業法第133条の規定に基づく業務の一部停止命令および同法第132条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けました。当社は、この業務改善命令に基づき、業務改善計画を策定し平成18年6月26日に金融庁へ提出いたしました。

当社の行政処分につきましては、お客さま、関係者をはじめ多くの皆さまに多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社では、今回の行政処分を厳粛に受け止め、これまでの社内態勢を白紙に戻して見直し、改めて「お客さまの視点」と「社会から見た視点」に立脚して、業務運営の透明性・公正性・適切性を確保するとともに、再発防止に向けて全社を挙げて業務改善計画の着実な実行に取り組み、これらの取組みを通じてお客さまからの、さらには社会からの信頼の回復に全力で努めます。

なお、当社は、業務改善計画の進捗・実施・改善状況について、平成18年9月25日および平成18年12月25日に業務改善報告書として金融庁に提出いたしました。その概要は以下のとおりであります。

〈業務改善報告書の概要〉

I. コーポレート・ガバナンス

- ・社長および会長の再任制限の導入、相談役制度の廃止、指名・報酬委員会および業務監査・コンプライアンス委員会の設置、グループ会社管理方針などを柱とするコーポレート・ガバナンス方針を制定し、公表いたしました。
- ・役員を選任および処遇に「社外の目」を取り入れて透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置し、役員報酬体系などを審議しました（委員会を2回開催）。
- ・内部監査および法令等遵守をはじめとする内部管理に「社外の目」を取り入れて公正かつ適切な業務運営を確保するため、業務監査・コンプライアンス委員会を設置し、内部監査態勢、法令等遵守態勢、苦情対応態勢などを審議しました（委員会を4回開催）。

II. 経営管理態勢・内部管理態勢

- ・本社担当役員が全国の部支店を訪問して第一線（お客さまとの接点をもつ営業部門および保険金支払部門）社員と意見交換を行う「Two-Wayミーティング」、第一線社員の意見・要望などを経営企画部門が聴取し、集約した情報を経営陣に発信する「第一線モニター制度」、情報システムを活用して第一線の声を吸い上げる「ナレッジマネジメント・システム」、第一線における意見交換の場である「感動創造ミーティング」などの措置により、各部門における業務運営状況の把握に努めました。
- ・「経営品質向上委員会」において、上記の措置で把握した業務運営実態をふまえ、それを改善する方策について審議しました。
- ・「商品委員会」において、第一線および代理店の要望などをふまえた商品改定の検討などを進めました。

III. 海外拠点管理・監督態勢

- ・本社における海外拠点管理・監督態勢および海外拠点における内部管理態勢・不祥事件防止態勢に関して、外部コンサルタントによる海外現地法人6社の実地調査を終了しました。また、各拠点が毎年実施するリスク・アセスメント作業に今回の検証結果を織り込み、今後の改善に活用するようになりました。
- ・海外現地法人14社について、内部監査人の選任または内部監査業務の外部委託を実施しました。
- ・保険引受を行う海外現地法人から四半期報告を受け、グループ会社管理部門がそれを検証する「海外拠点モニタリング制度」について第2四半期および第3四半期分を実施しました。また、海外1支店および現地法人1社を対象に実施した抜き打ち監査について、監査結果を通知するとともに、改善報告書の提出を求めました。

IV. 内部監査態勢

1. 内部監査部門の強化

- ・他に業務担当を持たない専任役員制の導入、監査対象部門別の専任部署（本社監査室、営業監査室およびサービスセンター監査室）の設置、地方拠点（15拠点）の設置により内部監査体制を整備するとともに、監査要員の増員（65名から144名）を行いました。また、監査を行った部門以外に対しても直接、改善勧告を行う権限を付与するなど、内部監査部門の権限を強化しました。
- ・営業部門およびサービスセンター部門が実施する自主点検の結果、本社主管部が実施する各種モニタリングの結果などをふまえて、内部監査の時期・手法・項目を見直し、本年度内部監査計画を改定しました。
- ・通常の内部監査については、実務担当者に対するヒアリングおよび現物監査を併用するなど監査の実効性の確保に努めました。これに並行して、不適切行為を誘発しやすい表彰制度および契約類型を対象として、その有無を検証するモニタリングを実施し、成果を挙げました。また、保険金の支払漏れの有無を検証するためのサンプリング調査を実施し、未然防止に努めました。
- ・内部監査部門が代理店に対して行う抜き打ち監査については600店余りを対象として実施しました。また、営業担当者が代理店に対して行う業務点検について、内部監査部門が点検結果を検証し、点検精度の向上に努めました。

2. 監査役監査の強化

- ・監査役補助者の増員、監査役室の設置など事務局機能の強化を図りました。また、監査役監査の実効性を確保するため、本社各部からの情報収集を強化するとともに、内部監査部門および牽制部門との連携を図りました。

V. 法令等遵守態勢

- ・経営陣およびマネジメント層から法令等遵守に係る誓約書を改めて取り付けてコンプライアンス・マインドの再徹底を図りました。また、内部通報制度の充実・強化などを柱として本年度コンプライアンス推進計画を改定しました。
- ・人事評価制度を見直し、営業成績重視からコンプライアンス重視に向けて役職員の意識の切替えを進めました。

- ・コンプライアンス推進本部を月例で開催し、本社・第一線における取組み状況、コンプライアンス強化月間における取組み方針などを審議しました。
- ・本年11月をコンプライアンス強化月間と位置づけ、全社共通の取組みおよび第一線の自主的な取組みを組み合わせた多彩な施策を実施し、役職員および代理店のコンプライアンス意識の再徹底を図りました。

VI. 不祥事件調査・対応態勢

- ・不祥事件に関する情報収集を充実・強化するため、内部情報（業務上の報告・内部通報など）と外部情報（苦情・報道など）に分けて受付・収集部署（内部：コンプライアンス部、外部：お客さま相談室）を設置しました。また、不祥事件調査要員の増員、新任者研修の実施など調査体制の増強を図りました。
- ・不祥事件の深度ある調査を実施するために設置した「オペレーション調査委員会（役員クラス）」を開催し、事務処理上の過誤（事故）に係る情報収集・現状分析・措置状況などを審議しました。

VII. 保険募集管理態勢

- ・法令等を遵守した適切な営業活動を確保するため、代理店販売力の分析手法を高度化し、その実態に即した適切な営業施策を展開しました。また、第一線の業務運営実態などをふまえた適切な営業上の目標の設定および見直し、その達成のための営業支援施策のあり方、目標達成に向けた取組みおよび営業支援施策の定着状況に係るモニタリングなどを検討しました。
- ・人事評価制度の設計を結果重視からプロセス重視に変更したうえで、すべての社員に対して、期首に設定した目標を見直すよう求めました。
- ・法令等を遵守した適切な営業活動を確保するため、営業部門における人事評価制度・各種表彰制度の見直し、および、不適切行為を行った役職員に対する懲戒制度の見直しをそれぞれ進めました。
- ・印鑑の不正使用の撲滅および適切な募集行為の実施を確保するため、これらに重点を置いた各種研修および代理店業務点検を実施しました。また、ご加入いただいた保険契約者に対して注意喚起を促すチラシを作成し、送付する取組みを開始しました。

VIII. 苦情対応態勢

- ・お客さま苦情を一元的に管理するため、従来の体制を一新して「お客さま相談室」を設置し、苦情内容の分析、再発防止に向けた本社関連部への改善指示、本社関連部による対応状況のフォロー、苦情受付状況の開示などに取り組むとともに、経営陣にその取組状況を報告しました。
- ・苦情受付状況の概要および苦情事例の紹介などについて、当社ホームページに開示しました（平成18年10月27日）。今後も四半期ごとに開示してまいります。

IX. 個人情報管理態勢

- ・個人情報管理に係る従来の体制を一新して「情報セキュリティ部」を設置しました。「情報セキュリティ部」は、上期に設定した当面の優先課題に取り組むとともに、残存する情報セキュリティ・リスクを分析し、対応の方向性を検討しました。また、経営陣に対してこれら取組状況を報告し、経営資源の優先投入を提言しました。

- ・業務に関係のない情報アクセスを制限する技術的安全管理措置について、来年3月の実施に向けたシステム開発に着手しました。
- ・保険金支払や医療保険引受などの際に取り扱うセンシティブ情報について、情報システムにおいて不必要な情報を削除し、また、必要な情報をコード化したほか、参照可能者の範囲を制限する措置を講じました。
- ・代理店解約手続と代理店システム停止手続との連動を強化して、解約した旧代理店によるシステム利用を停止する措置を徹底しました。

X. 保険金等支払管理態勢

- ・金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」に沿って、保険金等支払管理態勢の構築に係る方針を策定しました。
- ・支払漏れを防止し、迅速かつ適切な支払を確保するため、サービスセンター企画部品質管理室を設置しました。また、支払査定能力の維持・向上を図るため、サービスセンター企画部トレーニングセンター室を設置しました。
- ・本年9月末までに調査を完了した「臨時費用保険金等の支払漏れに係る調査」に加えて、自動車保険の5つの保険種目のうち一方が支払われている事案を対象として、残る保険種目が支払われているか否かを検証することなどの調査を実施し、来年4月末までに調査を完了することとしました（平成18年12月8日公表）。
- ・第三分野商品において、約款に規定された免責事項に該当するなどの理由で保険金支払に至らなかった事案を対象とし、その判断に至るまでの査定実態を検証しました（平成18年10月31日公表）。今後、第三分野商品の適切な保険金支払業務を遂行するための再発防止に取り組めます。
- ・保険金等を適時・適切かつ漏れなく支払うため、上記の自動車保険および第三分野商品に関する事案を対象として、保険金支払部門の判断を保険金支払管理部門（サービスセンター企画部品質管理室）において検証しています。また、内部監査部門においてサンプリング調査を実施し、再発防止に取り組めます。
- ・適切な保険金支払を確保するために外部専門家を招聘して設置した「保険金等審査会」を4回開催し、飲酒運転に係る免責判断、入浴中の溺死に係る免責判断、始期前発病に係る免責判断など8事例の審査を実施しました。今後、審査会で審議した内容をとりまとめ、社内規程・マニュアル等に反映します。

<2> 修正版：新中期経営計画「損保ジャパン再生プラン」の策定について

当社では、「業務改善計画」および「社員および関係者の皆さまの声」をふまえ、平成18年度からスタートした新中期経営計画を修正し、「損保ジャパン再生プラン」（以下、「再生プラン」）を策定し、平成18年9月25日に公表しました。

当社は、「再生プラン」をベースに、「コーポレートガバナンス・リスク管理・コンプライアンスの実効性向上」や「風通しのよい企業風土となる仕組みづくり」に全力で取り組み、体質改善、経営品質向上を図るとともに、「第一線のインフラ確立」を中心とした成長戦略にも積極的に経営資源を投入することにより、将来の飛躍的な「規模拡大」と「収益力強化」の両立を目指し、経営基盤を強化しております。

損保ジャパンは、「再生プラン」に沿って、「信頼回復」、「社会への貢献」、「お客さま第一の実現」に向けた取組みを最優先に実行し、全社一丸となって再生を目指します。

経営目標の指標といたしましては、新中期経営計画において、「規模指標」および「収益性指標」を定めましたが、「再生プラン」をふまえ目標とする数値を修正し、平成18年11月22日に公表いたしました。修正後の指標は以下のとおりであります。当社は、これらの指標を経営目標として、株主価値の最大化に取り組んでまいります。

(1) 正味収入保険料増率(注1)：平成19年度から平成20年度までの2か年平均増率2.8%

(2) 連結修正ROE(注2)：平成22年度13%

(注1) 損保ジャパン単体ベース

(注2) 分母から株式含み損益(税引後)を控除、分子から株式・不動産の売却損益・評価損(税引後)を控除して算出したROE

(注3) 本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当中間連結会計期間末現在において判断したものであります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、当中間連結会計期間において重要な変更のあったもの、完了したものはありません。また、当中間連結会計期間において新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月27日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	987,733,424	987,733,424	東京、大阪、名古屋の各証券取引所(市場第一部)。福岡、札幌の各証券取引所。	—————
計	987,733,424	987,733,424	—————	—————

(注) 「提出日現在発行数」には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。
株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	560 (注) 1 参照	520 (注) 1 参照
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	560,000	520,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1株当たり705円(平成15年1月1日発行) 1株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1株当たり574円(平成15年6月1日発行)	1株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1株当たり574円(平成15年6月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成14年8月1日発行) 1株当たり777円 資本組入額 1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日発行) 1株当たり712円 資本組入額 1株当たり356円 発行価格(平成15年1月1日発行) 1株当たり705円 資本組入額 1株当たり353円 発行価格(平成15年5月1日発行) 1株当たり581円 資本組入額 1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日発行) 1株当たり574円 資本組入額 1株当たり287円	発行価格(平成14年8月1日発行) 1株当たり777円 資本組入額 1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日発行) 1株当たり712円 資本組入額 1株当たり356円 発行価格(平成15年5月1日発行) 1株当たり581円 資本組入額 1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日発行) 1株当たり574円 資本組入額 1株当たり287円
新株予約権の行使の条件	(注) 2 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	該当事項ありません	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	513 (注) 1 参照	508 (注) 1 参照
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	513,000	508,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり735円(平成15年8月1日発行) 1株当たり901円(平成16年2月2日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成15年8月1日発行) 1株当たり735円 資本組入額 1株当たり368円 発行価格(平成16年2月2日発行) 1株当たり901円 資本組入額 1株当たり451円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	該当事項ありません	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	625 (注) 1 参照	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	625,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,167円(平成16年 8月2日発行) 1株当たり1,082円(平成17年 2月1日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成16年8月2日 発行) 1株当たり1,167円 資本組入額 1株当たり584円 発行価格(平成17年2月1日 発行) 1株当たり1,082円 資本組入額 1株当たり541円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	該当事項ありません	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成17年6月28日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	733 (注) 1 参照	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	733,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,148円(平成17年 8月1日発行) 1株当たり1,665円(平成18年 2月1日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成17年8月1日 発行) 1株当たり1,148円 資本組入額 1株当たり574円 発行価格(平成18年2月1日 発行) 1株当たり1,665円 資本組入額 1株当たり833円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	該当事項ありません	同左

(注) 1 新株予約権は1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

会社法第238条第1項、第2項、第240条第1項および第243条第2項の規定に基づき新株予約権を発行しております。

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	324 (注) 1 参照	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,598円(平成18年8月7日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から平成28年6月28日まで (注) 2 参照	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成18年8月7日発行) 1株当たり2,068円 資本組入額 1株当たり1,034円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	該当事項ありません	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 新株予約権の割当を受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当につき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成20年7月22日から平成28年6月28日までとなります。

3 行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当につき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。

(5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日	—	987,733	—	70,000	—	24,229

(4) 【大株主の状況】

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行兜町証券決済業 務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6—7)	80,120	8.11
株式会社みずほコーポレート銀 行	東京都千代田区丸の内1—3—3	48,824	4.94
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2—11—3	41,602	4.21
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1—13—1	40,908	4.14
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1—8—11	35,463	3.59
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2—1—1	24,000	2.43
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニ ー 505103 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行兜町証券決済業 務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6—7)	17,618	1.78
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニ (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行兜町証券決済業 務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6—7)	17,364	1.76
損保ジャパン従業員持株会	東京都新宿区西新宿1—26—1 株式会社損害保険ジャパン本店内	16,368	1.66
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1—8—11	10,862	1.10
計	—————	333,131	33.73

(注) 1 当社はキャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから平成16年5月14日付で提出された大量保有報告書により、平成16年4月30日現在でキャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーおよび共同保有者計5社が下表のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カン パニー	33,120	3.35
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	21,234	2.15
キャピタル・インターナショナル・インク	1,629	0.16
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	1,296	0.13
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ	1,036	0.10

- 2 当社は、シュローダー投信投資顧問株式会社から平成16年7月15日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成16年6月30日現在でシュローダー投信投資顧問および共同保有者計6社が下表のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
シュローダー投信投資顧問株式会社	23,326	2.36
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	14,709	1.49
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	5,764	0.58
シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッド	145	0.01
シュローダー・ユニット・トラスト・リミテッド	128	0.01
シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	52	0.01

- 3 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行から平成16年11月15日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成16年10月31日現在でみずほコーポレート銀行および共同保有者計6社が下表のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	48,824	4.94
みずほ信託銀行株式会社	14,199	1.44
みずほ証券株式会社	1,028	0.10
第一勧業アセットマネジメント株式会社	694	0.07
富士投信投資顧問株式会社	90	0.01
みずほインベスターズ証券株式会社	75	0.01

- 4 当社は、バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社から平成18年10月12日付で提出された大量保有報告書により、平成18年9月30日現在でバークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行および共同保有者計10社が下表のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	19,177	1.94
バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	13,169	1.33
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	7,483	0.76
バークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ	6,830	0.69
バークレイズ・バンク・ピーエルシー	1,424	0.14
バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	1,416	0.14
バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	627	0.06
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・オーストラリア・リミテッド	617	0.06
バークレイズ・ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	101	0.01
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・カナダ・リミテッド	62	0.01

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成18年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,514,000 (相互保有株式) 普通株式 10,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 977,837,000	977,812	同上
単元未満株式	普通株式 6,372,424	—	同上
発行済株式総数	987,733,424	—	—
総株主の議決権	—	977,812	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式22,000株が含まれております。なお、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数22個は「議決権の数」欄に含まれておりません。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式565株が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成18年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	3,514,000	—	3,514,000	0.36
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000	3,000	10,000	0.00
計	—	3,521,000	3,000	3,524,000	0.36

- (注) 1 「所有株式数」のうち、「他人名義」で所有している株式数は、当社代理店持株会名義(名義：損保ジャパン代理店持株会 住所：東京都新宿区西新宿1丁目26-1)で所有している相互保有会社の持分に相当する株数であります。(1,000株未満は切捨てて表示しております。)
- 2 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているもので、実質的に所有していない株式が3,000株あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に入れておりますが、議決権の数3個は「議決権の数」欄に入れておりません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,807	1,710	1,600	1,619	1,576	1,559
最低(円)	1,614	1,335	1,356	1,410	1,447	1,432

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員(取締役および監査役)の異動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 人事部長	中野 久	平成18年9月1日

なお、当社では事業戦略の迅速かつ的確な遂行を図るため、平成13年6月28日から執行役員制度を導入しております。

平成18年12月27日現在の執行役員の構成は以下のとおりであります。

役職名	氏名
社長執行役員	佐藤 正敏
専務執行役員	伊藤 良雄
専務執行役員	松本 恒夫
専務執行役員	中村 幸雄 (北陸・信越本部長)
専務執行役員	高宮 洋一 (中部本部長)
専務執行役員	鈴木 秀夫 (関西第一本部長)
常務執行役員	米山 修
常務執行役員	布施 光彦 (東京本部長)
常務執行役員	小松 孝明
常務執行役員	大川 純一郎
常務執行役員	木下 啓史郎 (中国部長)
常務執行役員	富田 健一 (財務管理部長)
常務執行役員	工藤 博司
常務執行役員	小口 弘史 ((休職)株損保ジャパン調査サービス出向)
常務執行役員	亀山 和則 (九州第一本部長(兼)九州本部長)
常務執行役員	杉下 孝和 (北海道本部長)
常務執行役員	望月 純
常務執行役員	數間 浩喜
常務執行役員	村上 修一 (四国本部長)
常務執行役員	星野 良祐
常務執行役員	長岡 徹高 (関西第二本部長)
常務執行役員	光内 俊雄 (東北本部長)
常務執行役員	伊藤 征夫 (埼玉・千葉本部長)
常務執行役員	奥原 明廣 (関東本部長)
常務執行役員	中野 久
常務執行役員	吉満 英一 (経営企画部長)
常務執行役員	左近充 幸一 (神奈川・静岡本部長)
常務執行役員	飯田 二郎 (中国本部長)
執行役員	中村 一範 ((休職)株損保ジャパン・ハートフルライン出向)
執行役員	篠崎 暁 ((休職)株損保ジャパン・ハートフルライン出向)
執行役員	遠藤 健 (自動車営業企画部長)
執行役員	浅野 俊雄 (千葉支店長)
執行役員	松崎 敏夫 (業務監査部長)
執行役員	梅崎 俊郎 (茨城支店長)
執行役員	福井 光彦 (企業営業第一部長)
執行役員	安齋 英明 (横浜支店長)
執行役員	石井 雅実 (企業営業企画部長)
執行役員	大岩 武史 (国際企画部長)
執行役員	櫻田 謙悟 (金融法人部長)
執行役員	稲垣 博司 ((休職)損保ジャパンひまわり生命保険(株)出向)
執行役員	赤池 文明 (企業営業第二部長)

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)ならびに同規則第48条および第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条および第57条に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)および当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表ならびに前中間会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)および当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金	※3	216,913	3.44	166,279	2.44	241,823	3.57
コールローン		20,000	0.32	86,000	1.26	55,000	0.81
買現先勘定		29,998	0.48	69,957	1.03	19,998	0.30
買入金銭債権		14,226	0.23	20,017	0.29	18,005	0.27
金銭の信託		29,032	0.46	33,140	0.49	33,278	0.49
有価証券	※3 ※4	4,845,917	76.96	5,282,460	77.48	5,262,320	77.67
貸付金	※2 ※5	464,367	7.37	484,545	7.11	458,164	6.76
不動産及び動産	※1	234,568	3.73	—	—	230,409	3.40
有形固定資産	※1	—	—	226,807	3.33	—	—
無形固定資産		—	—	29,423	0.43	—	—
その他資産		431,825	6.86	432,048	6.34	442,174	6.53
繰延税金資産		3,711	0.06	5,952	0.09	5,832	0.09
連結調整勘定		29,649	0.47	—	—	28,713	0.42
貸倒引当金		△23,088	△0.37	△19,120	△0.28	△20,903	△0.31
投資損失引当金		△130	△0.00	△4	△0.00	△4	△0.00
資産の部合計		6,296,990	100.00	6,817,508	100.00	6,774,812	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		4,716,475	74.90	4,904,337	71.94	4,798,495	70.83
支払備金		(651,755)		(723,352)		(695,167)	
責任準備金等		(4,064,720)		(4,180,985)		(4,103,327)	
その他負債	※3	221,625	3.52	225,164	3.30	232,963	3.44
退職給付引当金		88,845	1.41	93,407	1.37	91,089	1.34
賞与引当金		14,887	0.24	15,346	0.23	12,650	0.19
特別法上の準備金		20,817	0.33	27,302	0.40	24,057	0.36
価格変動準備金		(20,817)		(27,302)		(24,057)	
繰延税金負債		127,784	2.03	217,176	3.19	253,503	3.74
負債の部合計		5,190,435	82.43	5,482,735	80.42	5,412,760	79.90
(少数株主持分)							
少数株主持分		409	0.01	—	—	469	0.01
(資本の部)							
資本金		70,000	1.11	—	—	70,000	1.03
資本剰余金		24,232	0.38	—	—	24,229	0.36
利益剰余金		284,311	4.52	—	—	313,357	4.63
その他有価証券評価差額金		735,763	11.68	—	—	959,485	14.16
為替換算調整勘定		△5,367	△0.09	—	—	△2,633	△0.04
自己株式		△2,794	△0.04	—	—	△2,857	△0.04
資本の部合計		1,106,144	17.57	—	—	1,361,582	20.10
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		6,296,990	100.00	—	—	6,774,812	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		—	—	70,000	1.03	—	—
資本剰余金		—	—	24,230	0.36	—	—
利益剰余金		—	—	328,448	4.82	—	—
自己株式		—	—	△2,951	△0.04	—	—
株主資本合計		—	—	419,727	6.16	—	—
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		—	—	916,791	13.45	—	—
為替換算調整勘定		—	—	△2,420	△0.04	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	914,370	13.41	—	—
新株予約権		—	—	152	0.00	—	—
少数株主持分		—	—	522	0.01	—	—
純資産の部合計		—	—	1,334,773	19.58	—	—
負債及び純資産の部合計		—	—	6,817,508	100.00	—	—

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		954,189	100.00	957,053	100.00	1,931,473	100.00
保険引受収益		900,070	94.33	891,710	93.17	1,802,073	93.30
(うち正味収入保険料)		(708,220)		(707,219)		(1,394,783)	
(うち収入積立保険料)		(77,299)		(69,126)		(157,477)	
(うち積立保険料等運用益)		(21,829)		(22,405)		(45,685)	
(うち生命保険料)		(87,527)		(91,639)		(196,508)	
資産運用収益		50,502	5.29	59,425	6.21	116,518	6.03
(うち利息及び配当金収入)		(51,538)		(60,535)		(110,321)	
(うち金銭の信託運用益)		(1,066)		(1,534)		(2,808)	
(うち売買目的有価証券 運用益)		(—)		(112)		(—)	
(うち有価証券売却益)		(17,124)		(17,892)		(41,511)	
(うち積立保険料等運用益 振替)		(△21,829)		(△22,405)		(△45,685)	
その他経常収益		3,616	0.38	5,917	0.62	12,881	0.67
経常費用		902,720	94.61	899,391	93.98	1,816,600	94.05
保険引受費用		770,810	80.78	761,485	79.57	1,559,857	80.76
(うち正味支払保険金)		(379,513)		(388,966)		(791,268)	
(うち損害調査費)	※1	(31,262)		(32,948)		(64,986)	
(うち諸手数料及び集金費)	※1	(128,251)		(124,586)		(253,748)	
(うち満期返戻金)		(118,245)		(99,477)		(235,317)	
(うち生命保険金等)		(17,533)		(16,644)		(36,898)	
(うち支払備金繰入額)		(6,408)		(28,035)		(46,827)	
(うち責任準備金等繰入額)		(89,124)		(70,368)		(128,213)	
資産運用費用		3,907	0.41	9,923	1.04	7,465	0.39
(うち金銭の信託運用損)		(0)		(—)		(—)	
(うち売買目的有価証券 運用損)		(28)		(—)		(74)	
(うち有価証券売却損)		(265)		(940)		(617)	
(うち有価証券評価損)		(1,570)		(2,491)		(317)	
営業費及び一般管理費	※1	126,715	13.28	127,602	13.33	246,465	12.76
その他経常費用		1,286	0.13	380	0.04	2,811	0.15
(うち支払利息)		(92)		(39)		(207)	
経常利益		51,469	5.39	57,662	6.02	114,873	5.95

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益	※3	12,290	1.29	114	0.01	12,817	0.66
特別損失		5,981	0.63	14,952	1.56	10,094	0.52
減損損失	※2	(233)		(790)		(233)	
特別法上の準備金繰入額		(3,234)		(3,245)		(6,474)	
価格変動準備金		((3,234))		((3,245))		((6,474))	
その他	※4	(2,513)		(10,916)		(3,386)	
税金等調整前中間(当期)純利益		57,778	6.06	42,823	4.47	117,596	6.09
法人税及び住民税等		2,873	0.30	27,767	2.90	21,462	1.11
法人税等調整額		16,360	1.71	△13,199	△1.38	28,691	1.49
少数株主利益		6	0.00	48	0.01	65	0.00
中間(当期)純利益		38,536	4.04	28,207	2.95	67,377	3.49

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		24,229	24,229
資本剰余金増加高		2	
自己株式処分差益		(2)	()
資本剰余金中間期末(期末)残高		24,232	24,229
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		254,744	254,744
利益剰余金増加高		38,607	67,537
中間(当期)純利益		(38,536)	(67,377)
海外の会計基準に基づく 剰余金増加高		(70)	(159)
利益剰余金減少高		9,040	8,923
配当金		(8,857)	(8,857)
自己株式処分差損		()	(0)
海外の会計基準に基づく 剰余金減少高		(183)	(66)
利益剰余金中間期末(期末)残高		284,311	313,357

④ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	70,000	24,229	313,357	△2,857	404,730
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△12,794		△12,794
中間純利益			28,207		28,207
自己株式の取得				△186	△186
自己株式の処分		0		91	92
海外の会計基準に基づく増加			32		32
海外の会計基準に基づく減少			△353		△353
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	15,091	△94	14,997
平成18年9月30日残高(百万円)	70,000	24,230	328,448	△2,951	419,727

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	959,485	△2,633	956,852	—	469	1,362,052
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△12,794
中間純利益						28,207
自己株式の取得						△186
自己株式の処分						92
海外の会計基準に基づく増加						32
海外の会計基準に基づく減少						△353
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△42,694	212	△42,482	152	53	△42,276
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△42,694	212	△42,482	152	53	△27,279
平成18年9月30日残高(百万円)	916,791	△2,420	914,370	152	522	1,334,773

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

⑤ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		57,778	42,823	117,596
減価償却費		6,685	4,952	12,099
減損損失		233	790	233
連結調整勘定償却額		937	—	1,873
のれん償却額		—	938	—
支払備金の増加額		4,943	28,035	46,413
責任準備金等の増加額		88,134	77,496	126,210
貸倒引当金の増加額		△1,149	△1,766	△3,390
投資損失引当金の増加額		△19	—	△145
退職給付引当金の増加額		3,837	2,284	6,048
賞与引当金の増加額		2,329	2,696	92
価格変動準備金の増加額		3,234	3,245	6,474
利息及び配当金収入		△51,538	△60,535	△110,321
有価証券関係損益(△)		△15,171	△14,212	△40,569
支払利息		92	39	207
為替差損益(△)		765	△543	△260
不動産動産関係損益(△)		△126	—	255
有形固定資産関係損益(△)		—	243	—
貸付金関係損益(△)		0	2	400
持分法による投資損益 (△)		△208	△134	△302
その他資産(除く投資活動 関連・財務活動関連)の 増加額		△7,627	12,335	△22,992
その他負債(除く投資活動 関連・財務活動関連)の 増加額		△19,265	△19,914	△1,437
その他		△411	3,761	569
小計		73,454	82,537	139,056
利息及び配当金の受取額		55,877	60,331	118,310
利息の支払額		△92	△40	△207
法人税等の支払額		△2,607	△18,199	△6,109
営業活動による キャッシュ・フロー		126,631	124,628	251,049

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
Ⅱ 投資活動による キャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		2,924	△7,413	1,777
買入金銭債権の取得 による支出		△4,000	△3,300	△8,597
買入金銭債権の売却・ 償還による収入		1,712	1,804	4,457
金銭の信託の増加 による支出		—	—	△2,569
金銭の信託の減少 による収入		—	—	2,681
有価証券の取得 による支出		△384,000	△360,251	△731,550
有価証券の売却・償還 による収入		304,131	284,306	597,630
貸付けによる支出		△76,019	△107,396	△154,533
貸付金の回収による収入		82,941	80,774	167,640
その他		△6,664	△4,304	△28,406
Ⅱ① 小計		△78,973	△115,780	△151,468
(Ⅰ + Ⅱ①)		(47,657)	(8,848)	(99,580)
不動産及び動産の取得 による支出		△2,601	—	△5,908
不動産及び動産の売却 による収入		2,576	—	4,230
有形固定資産の取得 による支出		—	△3,261	—
有形固定資産の売却 による収入		—	735	—
投資活動による キャッシュ・フロー		△78,997	△118,306	△153,146
Ⅲ 財務活動による キャッシュ・フロー				
自己株式の取得による 支出		△228	△186	△466
配当金の支払額		△8,838	△12,769	△8,856
少数株主への配当金の 支払額		—	—	△2
その他		88	12	172
財務活動による キャッシュ・フロー		△8,977	△12,943	△9,153
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る 換算差額		1,429	196	2,958
Ⅴ 現金及び現金同等物の 増加額		40,085	△6,424	91,708
Ⅵ 現金及び現金同等物 期首残高		234,444	326,153	234,444
Ⅶ 現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高	※1	274,530	319,729	326,153

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 9社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 ・損保ジャパンDC証券株式会社 ・損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 ・損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 ・Sompo Japan Insurance Company of America ・Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited ・Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd. ・Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltd ・Yasuda Seguros S. A. <p>なお、Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd. は、平成17年7月1日付で当社大連支店の営業譲渡を受け新たに子会社となったため、当中間連結会計期間から連結子会社としております。</p> <p>また、前連結会計期間において連結対象であった株式会社損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティーは、平成17年7月1日付で当社と合併したため、合併時点までの損益計算書のみを連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 9社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 ・損保ジャパンDC証券株式会社 ・損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 ・損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 ・Sompo Japan Insurance Company of America ・Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited ・Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd. ・Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltd ・Yasuda Seguros S. A. 	<p>(1) 連結子会社 9社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 ・損保ジャパンDC証券株式会社 ・損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 ・損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 ・Sompo Japan Insurance Company of America ・Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited ・Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd. ・Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltd ・Yasuda Seguros S. A. <p>なお、Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd. は、平成17年7月1日付で当社大連支店の営業譲渡を受け新たに子会社となったため、当連結会計年度から連結子会社としております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結対象であった株式会社損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティーは、平成17年7月1日付で当社と合併したため、合併時点までの損益計算書のみを連結しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ・ Sampo Japan Reinsurance Company Limited ・ Ark Re Limited 非連結子会社については、総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社 3社 ・ 安田企業投資株式会社 ・ 日立キャピタル損害保険株式会社 ・ セゾン自動車火災保険株式会社</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社 主要な会社名 ・ Sampo Japan Reinsurance Company Limited ・ Ark Re Limited ・ Sampo Japan Insurance (Thailand) Co., Ltd. 持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ中間連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>	<p>(2) 非連結子会社 同左</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社 同左</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ・ Sampo Japan Reinsurance Company Limited ・ Ark Re Limited 非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社 主要な会社名 ・ Sampo Japan Reinsurance Company Limited ・ Ark Re Limited ・ Sampo Japan Insurance (Thailand) Co., Ltd. 持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	在外連結子会社の中間決算 日はいずれも6月30日であ りますが、中間決算日の差 異が3か月を超えていない ため、本中間連結財務諸表 の作成にあたっては、同日 現在の中間財務諸表を使用 しております。 なお、中間連結決算日との 差異期間における重要な取 引については、連結上必要 な調整を行っております。	同左	在外連結子会社の決算日は いずれも12月31日であり ますが、決算日の差異が3 か月を超えていないため、本 連結財務諸表の作成にあた っては、同日現在の決算財 務諸表を使用しております。 なお、連結決算日との差異 期間における重要な取引に ついては、連結上必要な調 整を行っております。
4 会計処理基準に関 する事項	(1) 有価証券の評価基準お よび評価方法 当社および国内連結子 会社の保有する有価証 券の評価基準および評 価方法は次のとおりで あります。 ① 売買目的有価証券に ついては、時価法に よっております。 なお、売却原価の算 定は移動平均法によ っております。 ② 満期保有目的の債券 については、移動平 均法に基づく償却原 価法によっております。	(1) 有価証券の評価基準お よび評価方法 同左 ① 同左 ② 同左	(1) 有価証券の評価基準お よび評価方法 同左 ① 同左 ② 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間に新たに設けた責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p> <p>④ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>⑤ その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p>	<p>③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p> <p>④ 同左</p> <p>⑤ その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p>	<p>③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>なお、当連結会計年度に新たに設けた責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p> <p>④ 同左</p> <p>⑤ その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>⑥ その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。</p> <p>⑦ 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>在外連結子会社の保有する有価証券については、主に時価法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 当社および国内連結子会社のデリバティブ取引については、時価法によっております。</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 不動産及び動産 当社および国内連結子会社の保有する不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>在外連結子会社の保有する不動産及び動産の減価償却は、いずれも定額法によっております。</p> <p>② ソフトウェア その他資産に計上している国内連結子会社が保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	<p>⑥ 同左</p> <p>⑦ 同左</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、いずれも定額法によっております。</p> <p>② ソフトウェア 無形固定資産に計上している国内連結子会社が保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	<p>⑥ 同左</p> <p>⑦ 同左</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 不動産及び動産 当社および国内連結子会社の保有する不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>在外連結子会社の保有する不動産及び動産の減価償却は、いずれも定額法によっております。</p> <p>② ソフトウェア その他資産に計上している国内連結子会社が保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 当社および国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署等が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p> <p>② 投資損失引当金 当社は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する債券について、将来発生する可能性のある償還不能等による損失に備えるため、中間連結会計期間末における損失見込額を計上しております。</p>	<p>② 投資損失引当金 同左</p>	<p>② 投資損失引当金 当社は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する債券について、将来発生する可能性のある償還不能等による損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>③ 退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、当社の役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、1,036百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>③ 退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、当社の役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、1,288百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>③ 退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、当社の役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、1,142百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(会計方針の変更) 当社の役員退職慰労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当中間連結会計期間より内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、役員退職慰労金を引当計上する会計慣行が定着しつつあることをふまえ、当中間連結会計期間に退職慰労金に関する規程の整備・改定を行ったことを契機として、役員退職時の費用を役員在任期間に応じて適正に配分することにより期間損益の適正化および財務体質の健全化を図ることを目的として行ったものであります。</p> <p>この変更に伴い、当中間連結会計期間発生額109百万円を損害調査費ならびに営業費及び一般管理費に、過年度対応額927百万円をその他特別損失に計上しており、従来の方法によった場合に比べて、経常利益は109百万円、税金等調整前中間純利益は1,036百万円それぞれ減少しております。</p>		<p>(会計処理基準の変更) 当社の役員退職慰労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、役員退職慰労金を引当計上する会計慣行が定着しつつあることをふまえ、当連結会計年度に退職慰労金に関する規程の整備・改定を行ったことを契機として、役員退職時の費用を役員在任期間に応じて適正に配分することにより期間損益の適正化および財務体質の健全化を図ることを目的として行ったものであります。</p> <p>この変更に伴い、当連結会計年度発生額214百万円を損害調査費ならびに営業費及び一般管理費に、過年度対応額927百万円をその他特別損失に計上しており、従来の方法によった場合に比べて、経常利益は214百万円、税金等調整前当期純利益は1,142百万円それぞれ減少しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>④ 賞与引当金 当社および国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、中間連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 当社および国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、当該連結子会社の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分および資本の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 当社および連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>④ 賞与引当金 同左</p> <p>⑤ 価格変動準備金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、当該連結子会社の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>	<p>④ 賞与引当金 当社および国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、当該連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分および資本の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(7) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当社は、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の貸付金、債券および預金に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>(7) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当社は、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>(7) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当社は、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の貸付金、債券および預金に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲</p>	<p>(8) 消費税等の会計処理 当社および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。 ただし、当社および国内損害保険連結子会社の損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>(9) 税効果会計に関する事項 当社の中間連結会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している利益処分方式による圧縮記帳積立金の積立teおよび取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を算出しております。</p> <p>(10) 在外連結子会社の会計処理基準 主に当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準によっております。</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>	<p>(8) 消費税等の会計処理 当社および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。 ただし、当社の損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 同左</p> <p>同左</p>	<p>(8) 消費税等の会計処理 当社および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。 ただし、当社および国内損害保険連結子会社の損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 同左</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,334,098百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前中間純利益は152百万円それぞれ減少しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前連結会計年度から、「過年度法人税及び住民税」は、金額が僅少となったため、「法人税及び住民税」に含めて表示することといたしました。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の「過年度法人税及び住民税」は151百万円であります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前中間連結会計期間において「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産」として表示しております。 2 前中間連結会計期間において「その他資産」に含めていた借地権等を、当中間連結会計期間から「無形固定資産」として表示しております。 3 前中間連結会計期間において「連結調整勘定」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「無形固定資産」として表示しております。 <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前中間連結会計期間において「連結調整勘定償却額」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」として表示しております。 2 前中間連結会計期間において「不動産動産関係損益」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産関係損益」として表示しております。 3 前中間連結会計期間において「不動産及び動産の取得による支出」および「不動産及び動産の売却による収入」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産の取得による支出」および「有形固定資産の売却による収入」として表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
<p>※1 不動産及び動産の減価償却累計額は225,522百万円、圧縮記帳額は10,799百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は33百万円、延滞債権額は7,377百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は0百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は227,624百万円、圧縮記帳額は10,677百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において国庫補助金の交付を受けて取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は0百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は2,241百万円、延滞債権額は2,393百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 不動産及び動産の減価償却累計額は224,137百万円、圧縮記帳額は10,759百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は27百万円、延滞債権額は4,981百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,179百万円です。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は10,590百万円です。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券69,830百万円および預貯金6,945百万円です。これらは、その他負債に含まれる借入金834百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが113,209百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は18,959百万円です。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は380百万円です。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は5,015百万円です。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券63,990百万円および預貯金8,538百万円です。これらは、その他負債に含まれる借入金666百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>(追加情報) 当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券10,172百万円です。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが191,789百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は28,277百万円です。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,029百万円です。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は8,037百万円です。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券63,927百万円、預貯金7,375百万円です。これらは、その他負債に含まれる借入金746百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが162,882百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は22,815百万円です。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)						
<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="244 394 564 472"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td>129,581百万円 49,462百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間における固定資産の減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 当社は、保険事業等の用に供している不動産等について、保険事業等全体で1つの資産グループとし、また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>なお、連結子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 当社においては、保険事業等の用に供していた不動産のうち、店舗等の統廃合を進めたことにより新たに遊休状態となり、将来の用途が定まっていない物件につきましては、遊休不動産等への用途変更を行いました。このうち回収可能価額が帳簿価額を下回る資産グループにつきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、連結子会社においては、減損損失の計上はありません。</p>	代理店 手数料等 給与	129,581百万円 49,462百万円	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="662 394 983 472"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td>124,212百万円 50,398百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間における固定資産の減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 同左</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 当社においては、賃貸不動産等のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループにつきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、連結子会社においては、減損損失の計上はありません。</p>	代理店 手数料等 給与	124,212百万円 50,398百万円	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1083 394 1404 472"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td>256,694百万円 114,268百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 同左</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 当社においては、保険事業等の用に供していた不動産のうち、店舗等の統廃合を進めたことにより新たに遊休状態となり、将来の用途が定まっていない物件につきましては、遊休不動産等への用途変更を行いました。このうち回収可能価額が帳簿価額を下回る資産グループにつきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、連結子会社においては、減損損失の計上はありません。</p>	代理店 手数料等 給与	256,694百万円 114,268百万円
代理店 手数料等 給与	129,581百万円 49,462百万円							
代理店 手数料等 給与	124,212百万円 50,398百万円							
代理店 手数料等 給与	256,694百万円 114,268百万円							

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)					当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)					前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)										
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳					(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳					(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳										
用途		資産グループ		減損損失(百万円)			用途		資産グループ		減損損失(百万円)			用途		資産グループ		減損損失(百万円)		
				土地	建物	計					土地	建物	計					土地	建物	計
遊休不動産等		東大阪ビル		—	233	233	賃貸不動産等		福岡天神ビルなど2物件		273	517	790	遊休不動産等		東大阪ビル		—	233	233
(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を適用しております。また、正味売却価額は不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。					(4) 回収可能価額の算定方法 同左					(4) 回収可能価額の算定方法 同左										
※3 特別利益は、当社が海外再保険取引に起因する損失に関して米国保険代理店フォートレス・リー社等より受け取った和解金11,497百万円および不動産動産処分益791百万円などであります。					※3 特別利益は、当社および連結子会社の固定資産処分益114百万円であります。					※3 特別利益は、当社が海外再保険取引に起因する損失に関して米国保険代理店フォートレス・リー社等より受け取った和解金11,497百万円、ならびに当社および連結子会社における不動産動産処分益1,319百万円であります。										
※4 特別損失のその他は、当社における役員の退職慰労金に関する退職給付引当金繰入額のうち過年度対応額927百万円、米国保険代理店フォートレス・リー社との海外再保険取引に関する訴訟関連費用921百万円、不動産動産処分損543百万円および不動産評価損102百万円などであります。					※4 特別損失のその他は、当社における自動車保険の団体抜契約等に係る責任準備金の過年度修正額8,409百万円および行政処分に伴う臨時的費用2,148百万円、ならびに当社および連結子会社における固定資産処分損357百万円などであります。					※4 特別損失のその他は、当社および連結子会社における不動産動産処分損1,466百万円、ならびに当社における役員の退職慰労金に関する退職給付引当金繰入額のうち過年度対応額927百万円、および米国保険代理店フォートレス・リー社との海外再保険取引に関する訴訟関連費用882百万円などであります。										

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,508	117	111	3,514
合計	3,508	117	111	3,514

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加117千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少111千株は、単元未満株式の買増しによる減少8千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分103千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計 期間末残高(百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	152
合計		152

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	12,794百万円	13円	平成18年3月31日	平成18年6月28日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるものはありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)
現金及び預貯金 216,913百万円 コールローン 20,000百万円 買現先勘定 29,998百万円 買入金銭債権 14,226百万円 有価証券 4,845,917百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △6,870百万円 現金同等物以外の買入金銭債権 △14,226百万円 現金同等物以外の有価証券 △4,831,429百万円	現金及び預貯金 166,279百万円 コールローン 86,000百万円 買現先勘定 69,957百万円 買入金銭債権 20,017百万円 有価証券 5,282,460百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △15,576百万円 現金同等物以外の買入金銭債権 △17,517百万円 現金同等物以外の有価証券 △5,271,891百万円	現金及び預貯金 241,823百万円 コールローン 55,000百万円 買現先勘定 19,998百万円 買入金銭債権 18,005百万円 有価証券 5,262,320百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △8,158百万円 現金同等物以外の買入金銭債権 △16,005百万円 現金同等物以外の有価証券 △5,246,829百万円
現金及び現金同等物 274,530百万円	現金及び現金同等物 319,729百万円	現金及び現金同等物 326,153百万円
2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。	2 同左	2 同左

(リース取引関係)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																						
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																													
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額	<table border="1"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,957</td> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,834</td> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,122</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	取得価額相当額	3,957	減価償却累計額相当額	2,834	減損損失累計額相当額	—	中間期末残高相当額	1,122	動産								<table border="1"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,753</td> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,414</td> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,338</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	取得価額相当額	2,753	減価償却累計額相当額	1,414	減損損失累計額相当額	—	中間期末残高相当額	1,338	動産								<table border="1"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,347</td> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,081</td> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>期末残高相当額</td> <td>1,265</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	取得価額相当額	2,347	減価償却累計額相当額	1,081	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	1,265	動産								<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高の不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 489百万円 1年超 632百万円 合計 1,122百万円 リース資産減損勘定の残高 一百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高の不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失 支払リース料 858百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 858百万円 減損損失 一百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 562百万円 1年超 775百万円 合計 1,338百万円 リース資産減損勘定の残高 一百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失 支払リース料 560百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 560百万円 減損損失 一百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高の不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 502百万円 1年超 763百万円 合計 1,265百万円 リース資産減損勘定の残高 一百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失 支払リース料 933百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 933百万円 減損損失 一百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>
	取得価額相当額	3,957	減価償却累計額相当額	2,834	減損損失累計額相当額	—	中間期末残高相当額	1,122																																																	
動産																																																									
取得価額相当額	2,753	減価償却累計額相当額	1,414	減損損失累計額相当額	—	中間期末残高相当額	1,338																																																		
動産																																																									
取得価額相当額	2,347	減価償却累計額相当額	1,081	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	1,265																																																		
動産																																																									
2 オペレーティング・リース取引	未経過リース料 1年内 84百万円 1年超 67百万円 合計 151百万円	未経過リース料 1年内 119百万円 1年超 120百万円 合計 240百万円	未経過リース料 1年内 112百万円 1年超 92百万円 合計 204百万円																																																						

(有価証券関係)

有価証券

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	472,486	476,140	3,654	517,642	514,315	△3,326	483,566	477,859	△5,707
外国証券	143,319	147,570	4,251	129,049	130,987	1,937	133,269	134,065	796
合計	615,805	623,711	7,905	646,691	645,302	△1,389	616,836	611,924	△4,911

2 責任準備金対応債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	31,779	31,431	△347	112,776	111,423	△1,353	79,954	78,898	△1,055

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	1,216,624	1,233,784	17,160	1,336,890	1,339,023	2,132	1,273,452	1,268,582	△4,870
株式	615,613	1,642,029	1,026,415	616,210	1,868,652	1,252,441	621,453	1,976,145	1,354,691
外国証券	976,171	1,067,975	91,804	900,174	1,041,440	141,266	943,622	1,059,003	115,380
その他	97,042	110,859	13,816	88,857	109,351	20,493	99,826	117,094	17,268
合計	2,905,451	4,054,649	1,149,198	2,942,133	4,358,468	1,416,334	2,938,355	4,420,825	1,482,470

(注)

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
1 中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している一般貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。	1 同左	1 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している一般貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。
2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて1,450百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、当該有価証券の減損にあたっては、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを対象としております。	2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて2,147百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて120百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。

4 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。	(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。	(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。
(2) 責任準備金対応債券 該当事項はありません。	(2) 責任準備金対応債券 該当事項はありません。	(2) 責任準備金対応債券 該当事項はありません。
(3) その他有価証券	(3) その他有価証券	(3) その他有価証券
公社債 1,494百万円	公社債 1,317百万円	公社債 1,320百万円
株式 52,955	株式 51,501	株式 51,758
外国証券 69,251	外国証券 80,849	外国証券 72,586
その他 6,599	その他 6,936	その他 7,454

(注)

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
	中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理しているコマーシャルペーパーを「(3)その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。	連結貸借対照表において買入金銭債権として処理しているコマーシャルペーパーを「(3)その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

種類	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	26,133	29,032	2,898	28,903	33,140	4,237	28,798	33,278	4,479

(注)

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
<p>当中間連結会計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて78百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、当該有価証券の減損にあたっては、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを対象としております。</p>	<p>当中間連結会計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて7百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>	<p>当連結会計年度において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて25百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	26,371	26,422	△51	161,586	163,419	△1,832	110,612	111,121	△508
	買建	77,931	78,924	993	91,372	92,381	1,009	48,954	49,707	753
	通貨オプション取引									
	売建 コール	50,900 (110)	77	32	4,500 (29)	30	△1	7,200 (50)	57	△7
	買建 プット	48,566 (110)	64	△45	4,347 (29)	5	△24	6,888 (50)	26	△23
金利	金利スワップ取引	1,000	10	10	—	—	—	—	—	—
債券	債券先物取引									
	売建	—	—	—	13,205	13,226	△20	—	—	—
	買建	—	—	—	26,610	26,834	223	—	—	—
	債券先渡取引 買建	—	—	—	3,877	3,893	15	3,859	3,846	△13
その他	クレジットデリバティブ取引									
	売建	13,975 (57)	55	1	— (—)	—	—	9,777 (19)	19	0
	天候デリバティブ取引									
	売建	457 (24)	16	8	318 (15)	12	2	187 (8)	8	0
	買建	99 (—)	—	—	149 (—)	—	—	99 (—)	—	—
	地震デリバティブ取引									
	売建	1,970 (83)	5	78	940 (138)	103	35	1,910 (81)	1	80
	買建	1,970 (73)	4	△68	871 (91)	66	△25	1,909 (71)	1	△70
	合計	—	—	959	—	—	△617	—	—	210

- (注) 1 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。
- 2 「契約額等」欄は、中間連結会計期間末(連結会計年度末)における契約額または契約において定められた元本相当額を記載しております。
- なお、下段()書きの金額は、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上したオプション料であります。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 152百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 32名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 324,000株
付与日	平成18年8月7日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで 付与対象者である執行役員のうち、ストック・オプションの付与数が5,000株以下の者 平成20年7月22日から 平成28年6月28日まで
権利行使価格(円)	1,598
付与日における公正な評価単価(円)	470

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	860,616	93,573	954,189	—	954,189
(2) セグメント間の 内部経常収益	3,556	7	3,564	(3,564)	—
計	864,173	93,580	957,754	(3,564)	954,189
経常費用	810,538	95,746	906,284	(3,564)	902,720
経常利益(△は経常損失)	53,635	△2,165	51,469	—	51,469

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	859,090	97,962	957,053	—	957,053
(2) セグメント間の 内部経常収益	2,558	19	2,577	(2,577)	—
計	861,648	97,982	959,631	(2,577)	957,053
経常費用	810,561	91,407	901,969	(2,577)	899,391
経常利益	51,086	6,575	57,662	—	57,662

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,722,074	209,399	1,931,473	—	1,931,473
(2) セグメント間の 内部経常収益	7,333	29	7,363	(7,363)	—
計	1,729,408	209,428	1,938,836	(7,363)	1,931,473
経常費用	1,612,398	211,565	1,823,963	(7,363)	1,816,600
経常利益(△は経常損失)	117,009	△2,136	114,873	—	114,873

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度	
1株当たり純資産額	1,123.95円	1株当たり純資産額	1,355.48円	1株当たり純資産額	1,383.40円
1株当たり中間純利益	39.15円	1株当たり中間純利益	28.65円	1株当たり当期純利益	68.46円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	39.13円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	28.63円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	68.40円

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	38,536	28,207	67,377
普通株主に帰属しない 金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益(百万円)	38,536	28,207	67,377
普通株式の 期中平均株式数(千株)	984,164	984,227	984,173
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	577	910	831
(うち新株予約権(千株))	(577)	(910)	(831)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	新株予約権 1 銘柄 潜在株式の数 305,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権 2 銘柄 潜在株式の数 689,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権 1 銘柄 潜在株式の数 365,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
純資産の部の合計額(百万円)	—	1,334,773	—
純資産の部の合計額から控除す る金額(百万円)	—	674	—
(うち新株予約権)	(—)	(152)	(—)
(うち少数株主持分)	(—)	(552)	(—)
普通株主に係る中間期末の 純資産額(百万円)	—	1,334,098	—
1株当たり純資産額の算定に用 いられた中間期末の普通株式の 数(千株)	—	984,218	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金	2	181,760	3.29	127,500	2.15	196,194	3.31
コールローン		20,000	0.36	86,000	1.45	55,000	0.93
買現先勘定		29,998	0.54	69,957	1.18	19,998	0.34
買入金銭債権		14,226	0.26	20,017	0.34	18,004	0.30
金銭の信託		29,000	0.52	33,109	0.56	33,247	0.56
有価証券	2 6	4,184,356	75.64	4,505,850	76.05	4,546,229	76.60
貸付金	3 7	455,770	8.24	474,203	8.00	448,525	7.56
不動産及び動産	1	232,492	4.20			228,282	3.85
有形固定資産	1			224,584	3.79		
無形固定資産				839	0.01		
その他資産		406,470	7.35	400,910	6.77	409,304	6.90
貸倒引当金		22,084	0.40	18,262	0.31	20,022	0.34
投資損失引当金		130	0.00	4	0.00	4	0.00
資産の部合計		5,531,861	100.00	5,924,705	100.00	5,934,761	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
保険契約準備金		3,931,806	71.08	4,001,911	67.55	3,944,996	66.47
支払備金	4	(593,317)		(659,424)		(632,094)	
責任準備金	5	(3,338,488)		(3,342,487)		(3,312,901)	
その他負債	2	203,529	3.68	205,191	3.46	211,068	3.56
退職給付引当金		87,868	1.59	92,403	1.56	89,911	1.51
賞与引当金		14,232	0.26	14,637	0.25	11,992	0.20
特別法上の準備金		20,771	0.38	27,214	0.46	24,001	0.40
価格変動準備金		(20,771)		(27,214)		(24,001)	
繰延税金負債		127,415	2.30	216,704	3.66	253,071	4.26
負債の部合計		4,385,624	79.28	4,558,062	76.93	4,535,041	76.41
(資本の部)							
資本金		70,000	1.27			70,000	1.18
資本剰余金		24,232	0.44			24,229	0.41
資本準備金		(24,229)		()		(24,229)	
その他資本剰余金		(2)		()		()	
(自己株式処分差益)		((2))		(())		(())	
利益剰余金		318,986	5.77			347,717	5.86
利益準備金		(26,400)		()		(26,400)	
任意積立金		(242,483)		()		(242,483)	
中間(当期)未処分利益		(50,102)		()		(78,833)	
その他有価証券評価差額金		735,813	13.30			960,629	16.19
自己株式		2,794	0.05			2,857	0.05
資本の部合計		1,146,237	20.72			1,399,719	23.59
負債及び資本の部合計		5,531,861	100.00			5,934,761	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金				70,000	1.18		
資本剰余金							
資本準備金		()		(24,229)		()	
その他資本剰余金		()		(0)		()	
資本剰余金合計				24,230	0.41		
利益剰余金							
利益準備金		()		(29,000)		()	
その他利益剰余金		()		(328,765)		()	
(圧縮記帳積立金)		(())		((540))		(())	
(別途積立金)		(())		((289,000))		(())	
(繰越利益剰余金)		(())		((39,224))		(())	
利益剰余金合計				357,765	6.04		
自己株式				2,951	0.05		
株主資本合計				449,043	7.58		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金				917,446	15.49		
評価・換算差額等合計				917,446	15.49		
新株予約権				152	0.00		
純資産の部合計				1,366,642	23.07		
負債及び純資産の部合計				5,924,705	100.00		

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		847,758	100.00	844,678	100.00	1,696,665	100.00
保険引受収益		800,267	94.40	787,603	93.24	1,581,174	93.19
(うち正味収入保険料)	※1	(695,973)		(694,760)		(1,370,920)	
(うち収入積立保険料)		(77,299)		(69,126)		(157,477)	
(うち積立保険料等運用益)		(21,829)		(22,405)		(45,685)	
資産運用収益		41,813	4.93	50,586	5.99	98,616	5.81
(うち利息及び配当金収入)	※6	(44,154)		(51,766)		(95,039)	
(うち金銭の信託運用益)		(1,066)		(1,534)		(2,808)	
(うち売買目的有価証券 運用益)		(—)		(112)		(—)	
(うち有価証券売却益)		(17,090)		(17,888)		(41,446)	
(うち積立保険料等運用益 振替)		(△21,829)		(△22,405)		(△45,685)	
その他経常収益		5,676	0.67	6,488	0.77	16,875	0.99
経常費用		795,842	93.88	795,649	94.20	1,582,377	93.26
保険引受費用		682,096	80.46	676,274	80.06	1,363,197	80.35
(うち正味支払保険金)	※2	(372,009)		(382,470)		(776,042)	
(うち損害調査費)		(30,788)		(32,456)		(63,985)	
(うち諸手数料及び集金費)	※3	(114,695)		(112,913)		(226,182)	
(うち満期返戻金)		(118,245)		(99,477)		(235,317)	
(うち支払備金繰入額)	※4	(6,677)		(27,329)		(45,454)	
(うち責任準備金繰入額)	※5	(39,212)		(21,176)		(13,624)	
資産運用費用		3,677	0.43	9,586	1.13	7,140	0.42
(うち金銭の信託運用損)		(0)		(—)		(—)	
(うち売買目的有価証券 運用損)		(28)		(—)		(74)	
(うち有価証券売却損)		(244)		(641)		(547)	
(うち有価証券評価損)		(1,570)		(2,491)		(308)	
営業費及び一般管理費		109,232	12.88	109,505	12.96	210,917	12.43
その他経常費用		835	0.10	282	0.03	1,122	0.07
(うち支払利息)		(21)		(7)		(34)	
経常利益		51,916	6.12	49,029	5.80	114,288	6.74
特別利益	※8	12,289	1.45	112	0.01	12,813	0.76
特別損失		5,945	0.70	14,891	1.76	10,041	0.59
減損損失	※7	(233)		(790)		(233)	
特別法上の準備金繰入額		(3,217)		(3,213)		(6,447)	
価格変動準備金		((3,217))		((3,213))		((6,447))	
その他	※9	(2,494)		(10,887)		(3,360)	
税引前中間(当期)純利益		58,260	6.87	34,249	4.05	117,060	6.90
法人税及び住民税		365	0.04	24,236	2.87	16,647	0.98
法人税等調整額		18,767	2.21	△12,829	△1.52	32,554	1.92
中間(当期)純利益		39,126	4.62	22,842	2.70	67,858	4.00
前期繰越利益		10,721		—		10,721	
合併による未処分利益受入額		254		—		254	
自己株式処分差損		—		—		0	
中間(当期)未処分利益		50,102		—		78,833	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本												自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金										
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金									
					株主配当準備金	退職慰労積立金	圧縮記帳積立金	保険契約特別積立金	特別積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	70,000	24,229	—	26,400	41,300	1,000	583	76,500	123,100	—	78,833	△2,857	439,090	
中間会計期間中の変動額														
株主配当準備金の取崩(注1)					△41,300						41,300		—	
退職慰労積立金の取崩(注1)						△1,000					1,000		—	
圧縮記帳積立金の取崩(注2)							△43				43		—	
保険契約特別積立金の取崩(注1)								△76,500			76,500		—	
特別積立金の取崩(注1)									△123,100		123,100		—	
別途積立金の積立(注1)										289,000	△289,000		—	
剰余金の配当(注1)				2,600							△15,394		△12,794	
中間純利益											22,842		22,842	
自己株式の取得												△186	△186	
自己株式の処分			0									91	92	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)														
中間会計期間中の変動額合計	—	—	0	2,600	△41,300	△1,000	△43	△76,500	△123,100	289,000	△39,609	△94	9,953	
平成18年9月30日残高	70,000	24,229	0	29,000	—	—	540	—	—	289,000	39,224	△2,951	449,043	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高	960,629	960,629	—	1,399,719
中間会計期間中の変動額				
株主配当準備金の取崩(注1)				—
退職慰労積立金の取崩(注1)				—
圧縮記帳積立金の取崩(注2)				—
保険契約特別積立金の取崩(注1)				—
特別積立金の取崩(注1)				—
別途積立金の積立(注1)				—
剰余金の配当(注1)				△12,794
中間純利益				22,842
自己株式の取得				△186
自己株式の処分				92
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△43,182	△43,182	152	△43,030
中間会計期間中の変動額合計	△43,182	△43,182	152	△33,076
平成18年9月30日残高	917,446	917,446	152	1,366,642

(注1) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注2) 圧縮記帳積立金の取崩額43百万円のうち平成18年6月の定時株主総会における利益処分による取崩額は29百万円、当中間期に係る取崩額は13百万円であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	<p>(1) 売買目的有価証券については、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法によっております。</p> <p>(3) 子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(5) その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。</p> <p>(6) 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p>
2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 有形固定資産（不動産及び動産）の減価償却の方法	<p>不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p>	<p>有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p>	<p>不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する債券について、将来発生する可能性のある償還不能等による損失に備えるため、中間会計期間末における損失見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する債券について、将来発生する可能性のある償還不能等による損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、1,036百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 役員退職慰労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当中間会計期間より内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、役員の退職慰労金を引当計上する会計慣行が定着しつつあることをふまえ、当中間期に退職慰労金に関する規程の整備・改定を行ったことを契機として、役員の退職時の費用を役員の在任期間に応じて適正に配分することにより期間損益の適正化および財務体質の健全化を図ることを目的として行っ</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、1,288百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各期における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によりそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、1,142百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 役員退職慰労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、役員の退職慰労金を引当計上する会計慣行が定着しつつあることをふまえ、当期に退職慰労金に関する規程の整備・改定を行ったことを契機として、役員の退職時の費用を役員の在任期間に応じて適正に配分することにより期間損益の適正化および財務体質の健全化を図ることを目的として行ったものであります。</p> <p>この変更に伴い、当期発生額214百万円を損害調査費ならびに営業</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	たものであります。 この変更に伴い、当中間会計期間発生額109百万円を損害調査費ならびに営業費及び一般管理費に、過年度対応額927百万円をその他特別損失に計上しており、従来の方によった場合に比べて、経常利益は109百万円、税引前中間純利益は1,036百万円それぞれ減少しております。		費及び一般管理費に、過年度対応額927百万円を特別損失に計上しており、従来の方によった場合に比べて、経常利益は214百万円、税引前当期純利益は1,142百万円それぞれ減少しております。
	(4) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、中間会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。	(4) 賞与引当金 同左	(4) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
	(5) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。	(5) 価格変動準備金 同左	(5) 価格変動準備金 同左
5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によるしております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によるしております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。	同左	消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によるしております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によるしております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によるしております。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の貸付金、債券および預金に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の貸付金、債券および預金に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>
9 税効果会計に関する事項	<p>中間会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当事業年度において予定している利益処分方式による圧縮記帳積立金の積立および取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を算出しております。</p>		

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,366,490百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則および保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前中間純利益は152百万円それぞれ減少しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>(中間損益計算書)</p> <p>前期から、「過年度法人税及び住民税」は、金額が僅少となったため、「法人税及び住民税」に含めて表示することといたしました。</p> <p>なお、当中間会計期間における「過年度法人税及び住民税」は5百万円であります。</p>	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>当中間会計期間から保険業法施行規則の改正により中間貸借対照表の様式を改訂いたしましたが、その主な内容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前中間会計期間において「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間会計期間から「有形固定資産」として表示しております。 2. 前中間会計期間において「その他資産」に含めていた借地権等を、当中間会計期間から「無形固定資産」として表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前事業年度末 (平成18年3月31日現在)
<p>1 不動産及び動産の減価償却累計額は224,032百万円、圧縮記帳額は10,799百万円であります。</p> <p>2 担保に供している資産は有価証券61,458百万円および預貯金6,416百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金834百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は33百万円、延滞債権額は7,319百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は225,810百万円、圧縮記帳額は10,677百万円であります。 なお、当中間会計期間において国庫補助金の交付を受けて取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は0百万円であります。</p> <p>2 担保に供している資産は有価証券55,403百万円および預貯金7,108百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金666百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。 (追加情報) 当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券10,172百万円であります。</p> <p>3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は2,241百万円、延滞債権額は2,359百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>1 不動産及び動産の減価償却累計額は222,502百万円、圧縮記帳額は10,759百万円であります。</p> <p>2 担保に供している資産は有価証券55,177百万円および預貯金6,789百万円あります。これらは、その他負債に含まれる借入金746百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は27百万円、延滞債権額は4,936百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前事業年度末 (平成18年3月31日現在)
<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,179百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は10,532百万円であります。</p> <p>4 支払備金の内訳</p> <p>支払備金 (出再支払備金 控除前、(口)に582,016百万円掲げる保険を除く)</p> <p>同上にかかる出再支払備金 44,137百万円</p> <p>差引(イ) 537,878百万円</p> <p>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口) 55,438百万円</p> <p>計(イ+口) 593,317百万円</p> <p>5 責任準備金の内訳</p> <p>普通責任準備金 (出再責任準備金928,750百万円控除前)</p> <p>同上にかかる出再責任準備金 31,853百万円</p> <p>差引(イ) 896,896百万円</p> <p>その他の責任準備金(口) 2,441,592百万円</p> <p>計(イ+口) 3,338,488百万円</p> <p>6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが91,340百万円含まれております。</p> <p>7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は18,959百万円であります。</p>	<p>(2) 同左</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は380百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は4,981百万円であります。</p> <p>4 支払備金の内訳</p> <p>支払備金 (出再支払備金 控除前、(口)に643,553百万円掲げる保険を除く)</p> <p>同上にかかる出再支払備金 41,223百万円</p> <p>差引(イ) 602,330百万円</p> <p>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口) 57,093百万円</p> <p>計(イ+口) 659,424百万円</p> <p>5 責任準備金の内訳</p> <p>普通責任準備金 (出再責任準備金935,521百万円控除前)</p> <p>同上にかかる出再責任準備金 34,368百万円</p> <p>差引(イ) 901,153百万円</p> <p>その他の責任準備金(口) 2,441,334百万円</p> <p>計(イ+口) 3,342,487百万円</p> <p>6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが165,679百万円含まれております。</p> <p>7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は28,277百万円であります。</p>	<p>(2) 同左</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,029百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は7,993百万円であります。</p> <p>4 支払備金の内訳</p> <p>支払備金 (出再支払備金 控除前、(口)に617,567百万円掲げる保険を除く)</p> <p>同上にかかる出再支払備金 44,370百万円</p> <p>差引(イ) 573,197百万円</p> <p>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口) 58,897百万円</p> <p>計(イ+口) 632,094百万円</p> <p>5 責任準備金の内訳</p> <p>普通責任準備金 (出再責任準備金919,315百万円控除前)</p> <p>同上にかかる出再責任準備金 31,784百万円</p> <p>差引(イ) 887,530百万円</p> <p>その他の責任準備金(口) 2,425,370百万円</p> <p>計(イ+口) 3,312,901百万円</p> <p>6 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が株式と外国証券に合計162,882百万円含まれております。</p> <p>7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は22,815百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 844,820百万円 支払 ー) 再保険料 148,847百万円 正味収入 保険料 695,973百万円 ※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 501,765百万円 回収 ー) 再保険金 129,755百万円 正味支払 保険金 372,009百万円 ※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 123,588百万円 出再保険 ー) 手数料 8,893百万円 諸手数料 及び集金費 114,695百万円 ※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、△15,117百万円 (ロ)に掲げる 保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 △24,188百万円 繰入額 差引 (イ) 9,071百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) △2,394百万円 計 (イ+ロ) 6,677百万円 ※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) 19,319百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 △585百万円 差引 (イ) 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) 19,307百万円 計 (イ+ロ) 39,212百万円	※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 839,393百万円 支払 ー) 再保険料 144,632百万円 正味収入 保険料 694,760百万円 ※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 485,738百万円 回収 ー) 再保険金 103,268百万円 正味支払 保険金 382,470百万円 ※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 121,961百万円 出再保険 ー) 手数料 9,047百万円 諸手数料 及び集金費 112,913百万円 ※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、25,986百万円 (ロ)に掲げる 保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 △3,146百万円 繰入額 差引 (イ) 29,133百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) △1,803百万円 計 (イ+ロ) 27,329百万円 ※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) 7,796百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 2,583百万円 差引 (イ) 5,212百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) 15,963百万円 計 (イ+ロ) 21,176百万円	※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 1,671,027百万円 支払 ー) 再保険料 300,106百万円 正味収入 保険料 1,370,920百万円 ※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 1,016,214百万円 回収 ー) 再保険金 240,172百万円 正味支払 保険金 776,042百万円 ※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 245,080百万円 出再保険 ー) 手数料 18,898百万円 諸手数料 及び集金費 226,182百万円 ※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、20,433百万円 (ロ)に掲げる 保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 △23,956百万円 繰入額 差引 (イ) 44,389百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) 1,064百万円 計 (イ+ロ) 45,454百万円 ※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) 9,884百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 △655百万円 差引 (イ) 10,539百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) 3,085百万円 計 (イ+ロ) 13,624百万円

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																																										
<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>116百万円</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>66百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>36,880百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>3,853百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,633百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>600百万円</td></tr> <tr><td>利息及び</td><td></td></tr> <tr><td>配当金収入</td><td>44,154百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	116百万円	コールローン	0百万円	利息		買現先勘定	2百万円	利息		買入金銭債権	66百万円	利息		有価証券利息・		配当金	36,880百万円	貸付金利息	3,853百万円	不動産賃貸料	2,633百万円	その他利息・		配当金	600百万円	利息及び		配当金収入	44,154百万円	<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>171百万円</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>64百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>62百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>83百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>43,556百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>3,748百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,652百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>1,426百万円</td></tr> <tr><td>利息及び</td><td></td></tr> <tr><td>配当金収入</td><td>51,766百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	171百万円	コールローン	64百万円	利息		買現先勘定	62百万円	利息		買入金銭債権	83百万円	利息		有価証券利息・		配当金	43,556百万円	貸付金利息	3,748百万円	不動産賃貸料	2,652百万円	その他利息・		配当金	1,426百万円	利息及び		配当金収入	51,766百万円	<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>256百万円</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>130百万円</td></tr> <tr><td>利息</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>80,088百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>7,501百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>5,240百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・</td><td></td></tr> <tr><td>配当金</td><td>1,811百万円</td></tr> <tr><td>利息及び</td><td></td></tr> <tr><td>配当金収入</td><td>95,039百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	256百万円	コールローン	5百万円	利息		買現先勘定	6百万円	利息		買入金銭債権	130百万円	利息		有価証券利息・		配当金	80,088百万円	貸付金利息	7,501百万円	不動産賃貸料	5,240百万円	その他利息・		配当金	1,811百万円	利息及び		配当金収入	95,039百万円
預貯金利息	116百万円																																																																																											
コールローン	0百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買現先勘定	2百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買入金銭債権	66百万円																																																																																											
利息																																																																																												
有価証券利息・																																																																																												
配当金	36,880百万円																																																																																											
貸付金利息	3,853百万円																																																																																											
不動産賃貸料	2,633百万円																																																																																											
その他利息・																																																																																												
配当金	600百万円																																																																																											
利息及び																																																																																												
配当金収入	44,154百万円																																																																																											
預貯金利息	171百万円																																																																																											
コールローン	64百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買現先勘定	62百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買入金銭債権	83百万円																																																																																											
利息																																																																																												
有価証券利息・																																																																																												
配当金	43,556百万円																																																																																											
貸付金利息	3,748百万円																																																																																											
不動産賃貸料	2,652百万円																																																																																											
その他利息・																																																																																												
配当金	1,426百万円																																																																																											
利息及び																																																																																												
配当金収入	51,766百万円																																																																																											
預貯金利息	256百万円																																																																																											
コールローン	5百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買現先勘定	6百万円																																																																																											
利息																																																																																												
買入金銭債権	130百万円																																																																																											
利息																																																																																												
有価証券利息・																																																																																												
配当金	80,088百万円																																																																																											
貸付金利息	7,501百万円																																																																																											
不動産賃貸料	5,240百万円																																																																																											
その他利息・																																																																																												
配当金	1,811百万円																																																																																											
利息及び																																																																																												
配当金収入	95,039百万円																																																																																											
<p>※7 当中間会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。</p> <p>また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>保険事業等の用に供していた不動産のうち、店舗等の統廃合を進めたことにより新たに遊休状態となり、将来の用途が定まっていない物件につきましては、遊休不動産等への用途変更を行いました。このうち回収可能価額が帳簿価額を下回る資産グループにつきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※7 当中間会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>賃貸不動産等のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループにつきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※7 当期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>保険事業等の用に供していた不動産のうち、店舗等の統廃合を進めたことにより新たに遊休状態となり、将来の用途が定まっていない物件につきましては、遊休不動産等への用途変更を行いました。このうち回収可能価額が帳簿価額を下回る資産グループにつきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																																																																										

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)					当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)					前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳					(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳					(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳				
用途	資産グループ	減損損失(百万円)			用途	資産グループ	減損損失(百万円)			用途	資産グループ	減損損失(百万円)		
		土地	建物	計			土地	建物	計			土地	建物	計
遊休 不動産等	東大阪ビル	-	233	233	賃貸 不動産等	福岡天神ビルなど2 物件	273	517	790	遊休 不動産等	東大阪ビル	-	233	233
<p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。 また、正味売却価額は不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。</p> <p>※8 特別利益は、海外再保険取引に起因する損失に関して米国保険代理店フォートレス・リー社等より受け取った和解金11,497百万円および不動産動産処分益791百万円であります。</p> <p>※9 特別損失のその他は、役員の退職慰労金に関する退職給付引当金繰入額のうち過年度対応額927百万円、米国保険代理店フォートレス・リー社との海外再保険取引に関する訴訟関連費用921百万円、不動産動産処分損543百万円および不動産評価損102百万円あります。</p>					<p>(4) 回収可能価額の算定方法 同左</p> <p>※8 特別利益は、固定資産処分益112百万円であります。</p> <p>※9 特別損失のその他は、自動車保険の団体抜契約等に係る責任準備金の過年度修正額8,409百万円、行政処分に伴う臨時的費用2,148百万円および固定資産処分損328百万円などであります。</p>					<p>(4) 回収可能価額の算定方法 同左</p> <p>※8 特別利益は、海外再保険取引に起因する損失に関して米国保険代理店フォートレス・リー社等より受け取った和解金11,497百万円および不動産動産処分益1,315百万円あります。</p> <p>※9 特別損失のその他は、不動産動産処分損1,441百万円、役員の退職慰労金に関する退職給付引当金繰入額のうち過年度対応額927百万円、および米国保険代理店フォートレス・リー社との海外再保険取引に関する訴訟関連費用882百万円などあります。</p>				

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式 普通株式	3,508	117	111	3,514
合計	3,508	117	111	3,514

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加117千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少111千株は、単元未満株式の買増しによる減少8千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分103千株であります。

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																									
	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額																																																									
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	<table border="1"> <tr> <td>動産</td> <td>3,451</td> <td>2,547</td> <td>—</td> <td>904</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高の不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額等 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>396百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>508百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>904百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高の不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>797百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>797百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p>	動産	3,451	2,547	—	904	1年内	396百万円	1年超	508百万円	合計	904百万円	支払リース料	797百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	797百万円	減損損失	—百万円	<table border="1"> <tr> <td>動産</td> <td>2,430</td> <td>1,252</td> <td>—</td> <td>1,178</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高の有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額等 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>498百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>679百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,178百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高の有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>518百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>518百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	動産	2,430	1,252	—	1,178	1年内	498百万円	1年超	679百万円	合計	1,178百万円	支払リース料	518百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	518百万円	減損損失	—百万円	<table border="1"> <tr> <td>動産</td> <td>1,889</td> <td>825</td> <td>—</td> <td>1,064</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高の不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>422百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>641百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,064百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>806百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>806百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	動産	1,889	825	—	1,064	1年内	422百万円	1年超	641百万円	合計	1,064百万円	支払リース料	806百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	806百万円	減損損失	—百万円
動産	3,451	2,547	—	904																																																								
1年内	396百万円																																																											
1年超	508百万円																																																											
合計	904百万円																																																											
支払リース料	797百万円																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																											
減価償却費相当額	797百万円																																																											
減損損失	—百万円																																																											
動産	2,430	1,252	—	1,178																																																								
1年内	498百万円																																																											
1年超	679百万円																																																											
合計	1,178百万円																																																											
支払リース料	518百万円																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																											
減価償却費相当額	518百万円																																																											
減損損失	—百万円																																																											
動産	1,889	825	—	1,064																																																								
1年内	422百万円																																																											
1年超	641百万円																																																											
合計	1,064百万円																																																											
支払リース料	806百万円																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																											
減価償却費相当額	806百万円																																																											
減損損失	—百万円																																																											
2 オペレーティング・リース取引	<p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>57百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100百万円</td> </tr> </table>	1年内	57百万円	1年超	42百万円	合計	100百万円	<p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>95百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>100百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>196百万円</td> </tr> </table>	1年内	95百万円	1年超	100百万円	合計	196百万円	<p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>85百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>66百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>152百万円</td> </tr> </table>	1年内	85百万円	1年超	66百万円	合計	152百万円																																							
1年内	57百万円																																																											
1年超	42百万円																																																											
合計	100百万円																																																											
1年内	95百万円																																																											
1年超	100百万円																																																											
合計	196百万円																																																											
1年内	85百万円																																																											
1年超	66百万円																																																											
合計	152百万円																																																											

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

前事業年度末(平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
1株当たり純資産額 1,164.69円	1株当たり純資産額 1,388.40円	1株当たり純資産額 1,422.15円
1株当たり中間純利益 39.75円	1株当たり中間純利益 23.20円	1株当たり当期純利益 68.94円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 39.73円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 23.18円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 68.89円

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	39,126	22,842	67,858
普通株主に帰属しない 金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益(百万円)	39,126	22,842	67,858
普通株式の 期中平均株式数(千株)	984,164	984,227	984,173
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	577	910	831
(うち新株予約権(千株))	(577)	(910)	(831)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 銘柄 潜在株式の数 305,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 2 銘柄 潜在株式の数 689,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 1 銘柄 潜在株式の数 365,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 1株当たりの純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前事業年度末 (平成18年3月31日現在)
純資産の部の合計額 (百万円)	—	1,366,642	—
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	—	152	—
(うち新株予約権)	(—)	(152)	(—)
普通株主に係る中間期末の 純資産額(百万円)	—	1,366,490	—
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末の普 通株式の数(千株)	—	984,218	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 半期報告書の訂正報告書
平成18年5月30日
関東財務局長に提出
平成17年12月26日関東財務局に提出した第63期中半期報告書にかかる訂正報告書であります。
- (2) 臨時報告書
平成18年6月2日
関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (3) 有価証券報告書 事業年度 自 平成17年4月1日 平成18年6月28日
及びその添付書類 (第63期) 至 平成18年3月31日 関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成18年7月21日
関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
平成18年8月8日
関東財務局長に提出
平成18年7月21日関東財務局長に提出した臨時報告書に係る訂正報告書(新株予約権発効日到来による内容の一部確定)であります。
- (6) 訂正発行登録書
平成18年5月30日
平成18年6月2日
平成18年6月28日
平成18年7月21日
平成18年8月8日
関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月26日

株式会社損害保険ジャパン
取締役会 殿

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 新 里 智 弘 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は役員の退職慰労金について支出時の費用として処理する方法から内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月27日

株式会社損害保険ジャパン

取締役会 殿

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月26日

株式会社損害保険ジャパン

取締役会 殿

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 新 里 智 弘 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は役員の退職慰労金について支出時の費用として処理する方法から内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月27日

株式会社損害保険ジャパン
取締役会 殿

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第64期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

